

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会 中間取りまとめ※（骨子案）

※平成 22 年 11 月 19 日付け消防庁報道発表では「本年度中を目途に、一定の結論」としている。

第 1 はじめに

- ・ たばこに係る出火原因の各要素（発火源、経過、着火物）に着目した対策を総合的に進める観点から議論を進め、現在までの協議結果を取りまとめ

第 2 現状

- 1 「発火源」としてのたばこの安全対策の現状
 - ・ 欧米諸国等では低延焼性たばこの義務化が急速に進捗
 - ・ EUでは早ければ本年 11 月に規制が施行予定
 - ・ 低延焼性たばこの効果には積極・消極の両面で様々な議論
- 2 たばこ火災に至る「経過」に着目した注意喚起活動等の現状
 - ・ 消防機関では、住民に対する注意喚起を継続的に実施
 - ・ たばこ関係者では、主として喫煙者に対するマナー等の啓発活動を実施
- 3 たばこの「着火物」となりうる寝具類・衣類等に係る防災対策の現状
 - ・ 米国や英国等では、寝具類や衣類など規制による対策の義務化
 - ・ 日本では、住宅における「防災品」の使用促進に係る取組みを実施（規制の対象外）

第 3 協議結果（P）

- 1 「発火源」に着目した対策の導入
 - ・ 低延焼性たばこに係る新たな規制の可能性に関する議論
 - ・ 今後、低延焼性たばこの火災抑制効果に係る関係者間の共通認識を得るため、共同で検証を実施することで合意
- 2 「経過」に着目した対策の強化
 - ・ 関係者各自の取組みの継続に加え、新たに相互の連携を図りつつ、たばこ火災に関する注意喚起広報の強化で合意
- 3 「着火物」に着目した対策の強化
 - ・ 防災品の一層の使用促進については、防災規制のあり方を含め、関係者も広く取り込んだ防火対策の議論の場で検討を消防庁が約束

第 4 まとめ

- ・ 平成 23 年度も本協議会のもと、さらに必要な検証・検討等を行った上で、年度の途中で協議会の最終的な結論